

法務省権啓第 9 0 号
令和 6 年 8 月 3 0 日

都 道 府 県 }
政 令 指 定 都 市 } 人権啓発事務主管部局長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度人権啓発活動地方委託事業に係る実施計画書の提出について
(依頼)

人権啓発事業の推進につきましては、平素から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

貴自治体におかれましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 7 号）第 5 条に基づき、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権啓発に関する施策を策定、実施する責務を負っているところ、当該施策を推進していることと存じます。この点に関し、御承知のとおり、当省では、同法第 9 条に基づき、当該施策を実施している地方公共団体に対して、当該施策に係る事業につき委託費を交付する「人権啓発活動地方委託事業」の方法による財政上の措置を講じております。

令和 7 年度において、貴自治体の人権啓発活動を実施する（他の地方公共団体等に委託して実施する場合を含む。）に当たって、当該財政上の措置を希望するときは、人権啓発活動地方委託実施要領（平成 1 2 年 4 月 1 日当局長決定）6 (1)に基づき、令和 7 年 1 月 8 日（水）までに貴自治体（政令指定都市にあっては、貴市を包括する都道府県）の区域に所在する法務局又は地方法務局（以下、単に「法務局」という。）宛てに実施計画書を提出願います。また、実施計画書の作成に当たっては、下記の事項を参考に願います。

なお、実施計画書が提出され次第、法務局によるヒアリングを実施する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

記

1 実施事業に係る人権課題等について

実施事業に係る人権課題については、それぞれの地域の実情に応じたものであることのほか、特定の人権課題だけに偏ることなく、啓発活動強調事項に掲げられた項目を参考に、様々な人権課題について事業を展開することも重要であることを踏まえて検討すること。

また、啓発活動重点目標の趣旨や近時の人権課題の動向に鑑み、外国人等に対する偏見や差別、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別を解消するほか、優生思想及び障害者に対する偏見・差別を根絶し、共生社会を実現するための人権啓発活動に取り組むほか、いじめや虐待等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害に対する人権啓発活動やハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動を積極的に実施することも重要であることを踏まえて検討すること。

2 実施方法及び対象について

人権啓発活動ネットワーク協議会の活用により、啓発実施主体が相互に連携協力した総合的かつ効果的な人権啓発活動とするため、「地域人権啓発活動活性化事業」、取り分け、人権ユニバーサル事業を都道府県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して積極的に実施することを検討すること。

また、人権啓発活動を実施する際は、啓発の受け手が主体的・能動的に参加することができるような啓発手法にも着目して創意工夫を凝らすほか、共生社会を実現するための人権啓発活動を行うに当たっては、当該地域におけるマイノリティが置かれている状況を踏まえる必要があることにつき、配意した方が良いと考えられること。

なお、令和2年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」、令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されるなど、ビジネスと人権に関する機運が高まっていること、また、本年4月1日から事業者にも障害のある人への合理的配慮の提供が義務付けられたことを踏まえ、企業を対象とした各種人権啓発活動を一層推進することについても、配意した方が良いと考えられること。

3 その他

効果検証を踏まえた事業の推進を図る観点から、既存事業について事業の廃止を含めた積極的な見直しを行うとともに、物品・役務等の調達に当たっては、可能な限り一般競争入札を実施するなど、契約の競争性を確保し、予

算の効率的かつ効果的な執行を図ることが求められていること。

令和7年度人権啓発活動地方委託費については、第二次配分を行うことを予定していないので、これを踏まえた上で、実施計画を策定するよう、注意すること。